



テミス通信

第 19 号 / 2016年1月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



芦屋山手から見た冬空

新年のご挨拶を申し上げます。

皆さまに、ご報告をさせていただきます。

佐井司法書士事務所は、本年1月4日をもって法人化し、佐井司法書士法人となりました。法人となり、今まで以上にご期待に応えるべく努力を続けることで、皆さまに安心して長くお付き合い頂き、信頼を醸成したいと願って一歩踏み出しました。

新たな気持ちで挑戦していきます。

皆さまの、変わらぬご支援、ご指導のほどお願い申し上げます。

(佐井恵子)

男女共同参画セミナーのお知らせ

50代からの暮らし安心塾④ もしも私が認知症になったら…～はじめて学ぶ成年後見制度～

ちょっと先のことが見通せたら、私たちは、それに備えることができます。

このセミナーでは、成年後見制度を学習することで、老後の不安を取り除き、

これからの人生をより豊かに送ることをめざします。

興味のある方、一緒に勉強しませんか。

日時 2016年2月25日(木) 14:00～16:00

場所 大阪市平野区喜連西6-2-33 大阪市立男女共同参画センター南部館(クレオ大阪南)

☎06(6705)1100

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

「本店」はどちら？ ～意外と知られていない「本店」の役割～

会社の本店所在地は、定款に記載し、登記簿に載せます

会社法第4条は、「会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。」と、規定しています。

従って、会社には本店は一つしかありません。

大きな会社では、ビジネスを考えて東京本社や大阪本社を置きながら、創業の地を大切に、法律上の住所である本店を置いているということがあります。

本店は、どのような役割を持っているのでしょうか

会社の登記簿は、本店所在地を管轄する法務局にあります。そこで、役員が交代したりすると、その法務局に登記申請をすることとなります。また、裁判を起こすときも、本店が基準となります。法人住民税の納税地も同じです。自治体によっては、法人住民税の優遇措置をして、会社誘致に力をいれているところがありますね。

これは日本国内の話ですが、同じ様なことが、世界のグローバル企業で見受けられます。税金の安い国に会社を持って行くのと同じ発想でしょうか。

本店は、どこに置けばよいのでしょうか？

会社法では、本店は、原則として株主総会の開催場所になったり、定款や株主名簿を備え置く場所となっています。実際にあるかどうかは分かりませんが、定款や株主名簿、計算書類、株主総会議事録等を閲覧したいと思った、会社の債権者や株主に対して、営業時間内はいつでも、本店において対応しなければなりません。

新規設立の際に注意することとしては、会社が特定の金融機関から融資を受けたい場合に、**会社の本店が金融機関の本店もしくは支店の営業対象となる地域かどうか**が重要になることがあります。

また、自宅に本店を置く場合には注意が必要です。一戸建てのご自宅であればよろしいのですが、マンションの場合には、管理規約を確認しておくことが大切です。**居住用のマンションの場合、本店所在地としたり、営業したりすることを禁止している場合があります**。事業が行政庁の許認可事業であった場合、許認可が出なかったということもあるようです。賃借している不動産の場合には、その用途を契約書で確認しておくことが重要です。突然、家主さんから明け渡しを求められるといったことの無いように、注意して下さい。

細かいことですが、本店の表示方法について一言

司法書士の仕事をしていて気になることの 하나가、住所の表記方法です。

「大阪市北区西天満6-7-4」は、正しくは「大阪市北区西天満六丁目7番4号」となります。「6丁目」ではなく「六丁目」としたのは、丁目までは、固有名詞だからです。また、「大阪市北区西天満6-7」だと、正しくは「大阪市北区西天満6丁目7番地」なのか、「大阪市北区西天満6番7号」なのか、あるいは「大阪市北区西天満6番地7」なのか分かりません。正式な表記で登記したいものです。なお、大阪市や堺市、神戸市といった政令指定都市については、大阪府や兵庫県の記載は省略することができます。

契約書に調印する時、今でも重宝するのはゴム印です。これを作るときにも、正式な表記で作っておくと、訂正が要らないので便利です。

昨年暮れ、会社設立のお仕事から事務所開きにお招きいただいたとき、大阪天満宮の宮司さんによるお祓いがありました。氏神さんにも管轄があるのかしら？ もちろん本店とは関係のないお話です。（佐井恵子）



スタッフ紹介・拡大版 ～2016年 抱負～

法人となり、いっそう皆様のご期待に添えるよう邁進してまいります。本年もよろしくお願いいたします。



クライアント様の法人成りのため会社設立のお手伝いをさせていただくことも多いのですが、いざ弊所を法人化するとすると、設立登記手続以外にいかにも大変なことが

多いか、その立場になって初めて痛感します。法人化したということは、ご安心いただき継続的なサポートを皆様にご提供できるということです。このサポート体制の充実のため、法改正はもちろん、クライアント様のご希望に臨機応変に対応できるよう切磋琢磨して参りますので、引き続き宜しくお願い致します。

(山添健志)



司法書士法人化しても変わらずにご依頼者様から安心してご相談いただけるよう、笑顔の見える対応を心がけて

参ります。ご不明な点や弊所の改善点等がございましたら、いつでも事務局にお申し付けください。司法書士の留守をしっかり預かることができるよう、定期的な事務所内研修等で、事務局のサポート体制を充実させたいです。

(中村佐和子)



入所してから、早や8回目の新年を迎えました。今年は事務所法人化に当たり、気持ちも新たに元気に頑張りたいと思います。いつも

瞬く間に過ぎてしまう一年ですが忙しさに流されてしまわないよう何事もしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、今年もよろしくお願いいたします。

(門垣佳代子)



弊所の法人化に始まり、2016年は様々な変化の年になる予感があります。新たな業務に

(個人的にも、事務所としても)積極的に取り組み、変化をチャンスと捉える前向きさを忘れず、事務所を更に進化させていきたいです。

(佐井陽子)

ご近所探訪 ～五代友厚公の銅像編～



現在の大阪造幣局、大阪取引所、大阪商工会議所等の設立に関わり、多岐に渡って大阪の商業の発展に寄与した五代友厚の像が京阪電鉄北浜駅、地下鉄堺筋線北浜駅すぐの大阪取引所の前に立ち、ひときわ街ゆく人の目をひいています。

五代友厚は薩摩藩の出身で、明治維新における政治の中枢にいた政治家と太いパイプを持ち、西洋に倣った商業システムの導入に積極的に取り組みました。

北海道の開拓長官であった薩摩藩の黒田清隆が推し進めていた開拓事業を、破格の安さで五代友厚が払い下げを受けたことが新聞にスクープされ、藩閥専制政治を批判していた自由民権運動の火種に油を注ぐこととなってし



まった事件が有名です。事務所から徒歩15分程で探訪できますので、お立ち寄りの際、商都大阪の軌跡を辿ってみてはいかがでしょうか。像の背後に建つ大阪取引所の見学もできますので併せて探訪いただけますよ。

(山添健志)

大阪司法書士会阪南支部で「死後事務委任契約と遺言」をテーマに研修講師

今年最初の研修講師は、「死後事務委任契約と遺言」について。契約の内容は様々ですが、例えば、葬儀や埋葬、施設の明け渡し、病院や公共料金の支払い、動産類の処分やお世話になった方へのお礼など、ご本人と生前に契約をして、お亡くなりになった後、相続人に代わって行う契約です。

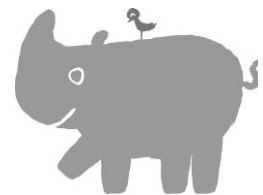
この契約は、相続法との関係を留意する必要があるとあり、最高裁判所の判決も出ています。ニーズは存在しますが、慎重に取り組む必要がある契約です。何故、私がこのテーマ？とも思ったのですが、主催者側からは勉強の機会と励まされ、1月29日の本番に向けて、目下、準備中です。 (佐井恵子)



テミス通信第16号で社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを取集していることをお伝えしたところ、沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。Beyond 社会保険労務士事務所 香山晃子様、飯田多津子様、七転八起 岸本正明様、藤原金属株式会社 葉師神悦子様、その他匿名希望様。ありがとうございました！ 事務所一同、大喜びです。

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・新年は1月4日から業務を開始。一番に、社会保険労務士法人設立のため、公証役場で定款を認証し、私どもの司法書士法人と続けて登記申請をしました。偶然にも、大安吉日。幸先が良いと喜んでます。
- ・大阪司法書士会において、平成28年2月13日家族法研究会の研究発表会が「高齢化社会と家族法の役割 ～私たち司法書士の挑戦～」と題して開催されます。「挑戦」というサブタイトルに、個々の司法書士の集まりですが、もうひと頑張りしようという気運が生まれてきたことが嬉しく、年末、お正月、日々の仕事を終えてから、レジュメや資料の印刷原稿仕上げに格闘しています。
- ・春のc e l l O発表会での演目が決まりました。昨年に引き続き、ラテン！ヨーヨー・マで有名な「リベルタンゴ」。習い始めの頃の、憧れの曲です。今から、どんなアレンジになるか、楽しみです！！
- ・中小企業家しんぶんから、気になる言葉をご紹介します。「自分の強みが分からないから、均質化・合理化に逃げていく。」
「中小企業は、長期的な視点で損益分岐点を見極め、地域特性を活かした形で安定した利益を作り出す時」
- ・温かいお正月でしたが、意外と体調を崩した方が多いようです。これからは冬本番。お体、呉々もご自愛下さい。花粉症予防もそろそろです。お忘れなく。 (佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡いただくと幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>